

隣接都県の最低工賃表

工程	東京都				千葉県		埼玉県 (縫製業最低工賃)				引上率		
	規格	現行最低工賃 (R6. 8. 31)	改正前 (H21. 4. 1)	引上率 53.86% (単純平均)	規格	現行最低工賃 (H21. 5. 27)	規格	現行最低工賃 (R5. 5. 5)	改正前 (H11. 4. 30)				
身返し端まつり (千鳥)	針目が3cm間隔に5針以上	1か所	19		53.86% (単純平均)	針目が3cm間隔に5針以上	3cm	9	千鳥の間隔が6mm以下	1か所	17	14.5	14% (1円未満切上げ)
身返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	10cm	22	針目が3cm間隔に3針以上		10cm	12	針目が10mm以下	10cm	16	14		
すそまつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cm	29	針目が3cm間隔に4針以上		20cm	10	針目が8mm以下	10cm	13	11		
スナップ付け	1cm型	1組	26			1組	12	2本糸で2度掛けを行うもの	1組	24	21		
かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組	32	ウエスト用		1組	21	ウエスト用	1組	27	23		
	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組	28	ウエスト用以外		1組	16	ウエスト用以外	1組	24	21		
ボタン付け	18mm以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個	17	根巻きあり カボタンあり		1個	14	2つ穴又は4つ穴、カボタン付け、2本糸2回通しで根巻き3回以上	1個	22	18.5		
	18mm以下、2つ穴、糸足つき根巻2~3回	1個	17	根巻きなし カボタンなし		1個	9	2つ穴、2本糸2回通しで根巻き3回以上	1個	15	12.5		
	20mm以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個	18	根巻きなし カボタンなし		1個	6	4つ穴、2本糸2回通しで根巻き3回以上	1個	16	13.5		
	20mm以上、4つ穴、糸足つき根巻2~3回	1個	18					根巻きなし 2つ穴又は4つ穴	1個	12	10.5		
	2つ穴、カボタンつき	1個	24										
鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5cm	1か所	20	鎖糸ループ作りを含む		1か所	9	ベルト用糸ループ付け、糸ループの長さ5cm以下	1か所	18	15		
	糸ループの長さ3cm	1か所	13	鎖糸ループを含まない		1か所	3						
ベント止め	ベント止め又はブリーツしつけ (×印しつけ止め)	1か所	14	×印しつけ止め		1か所	10	パンツ×印しつけ	1か所	11	9		
ベントまつり				針目が3cm間隔に7針以上		10cm	12						
ブリーツしつけ				×印しつけ止め		1か所	13	×印しつけ止め	1か所	10	8		
見返し裏まつり				針目が3cm間隔に4針以上		10cm	18	針目が8mm以下	10cm	16	14		
そで付け裏まつり		10cm	24			10cm	12		10cm	20	17.5		
そで口裏まつり		10cm	22			10cm	16		10cm	19	16		
ファスナー裏まつり	針目3cm間隔に7針以上	10cm	22			10cm	10	針目5mm以下	10cm	16	14		
襟付けまつり		10cm	21			10cm	8		10cm	19	16.5		
ウエスト裏まつり		20cm	27			20cm	21		10cm	12	10.5		
肩パット付け	内パット	1組 (1着)	62			肩パット付け	1組	23	ワンピース用の肩パット付け	1着	36	31	
	外パット	1組 (1着)	59										
カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1着	70			カフスカバーまつり、かんぬき止め	1枚	57					
襟付け	襟カバーまつり、かんぬき止め	1枚	35			えりカバーまつり、かんぬき止め	1枚	25					
襟づり止め						1枚	9						
糸くず取り						1枚	18						
バックル付け	ベルトの幅が5cmのもの	1個	18										
すそかし止め								糸ループの長さが3cm	1か所	12	10		

1. 令和6年東京都婦人既成洋服製造業の最低工賃の設定方法

下記のいずれか高い方を改正工賃とする。

- ①H21東京都最低賃金 (766円) と現在の東京都最低賃金 (1,113円) を比較したところ、45.3%の引上げとなっていることから、原則一律45.3%引上げ (円未満切上げ)
- ②現在の東京都最低賃金 (1,113円) と埼玉県最低賃金 (1,027円) を比較したところ、東京都最低賃金が8.3%高くなっていることから、埼玉県縫製業最低工賃と類似の工程・規格については、埼玉県縫製業最低工賃を一律8.3%引上げ (円未満切上げ)

2. 令和5年埼玉県縫製業の最低工賃の設定方法

H10の最低賃金(664円)とR4の最低賃金 (987円) を比較すると48.64%の引上げとなるが、縫製業が厳しい環境にあることを踏まえ、14%の引上げ (円未満切上げ)